

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)
地域名 (地域内農業集落名)	御所見・遠藤地区(用田) (用田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化、担い手不足の深刻化に伴い、遊休農地が増加し、周辺農地に影響が出ていることから、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。
 また、農業の持続的な発展を図るために、農道の整備など農業環境の改善や従来の生産だけでなく、加工品や特産品など付加価値の高い農作物へのシフトを含めて、所得向上を目指す必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田を維持していくためには、区画の拡大や暗渠の整備、道路の拡幅など、基盤整備が必要になる。また、作業の効率化など、スマート農業を活用した農業者の負担軽減に取り組む。
 ・農協や市と連携しながら、生産物のブランド化や品種改良を推進し、生産物の単価を上げる工夫をしていく。
 ・個人で農地を維持し、農業を支えていくことは困難な状況にあることから、ライスセンター設置の検討や機械の共有等、地域や市単位で農業を支えていく仕組みを構築する。
 ・観光農園エリアの取組として、大型バスが駐車できる駐車場の確保や、常時収穫できる作目の生産、レンタサイクル等を利用したアクセスの改善等により、地域活性化につなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道や水路、暗渠等の基盤整備により、農業生産効率の向上を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。また、他県で実施している里親制度などの取り組みも含めて、地域として担い手の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用に頼らず、まずは、就農者自らで農作業を行えるよう、地域で担い手育成に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業を活用した農業者の負担軽減に取り組む。